諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年2月23日(平成28年(行情)諮問第181号),同年

4月26日(同第329号及び同第332号)

答申日:平成28年10月24日(平成28年度(行情)答申第471号,同

第473号及び同第474号)

事件名:海上幕僚長通達の一覧の一部開示決定に関する件

施行簿(1月)(情報課)等の一部開示決定に関する件

施行簿(法務室)の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる3文書(以下、それぞれ「本件請求文書1」、「本件請求文書2」及び「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙2に掲げる各文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年10月28 日付け防官文第17076号、平成28年1月25日付け防官文第114 1号及び同日付け防官文第1142号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各一部開示決定(以下、順に「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1)本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2)本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を 求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け 防官文第4639号)として特定されなかった情報が存在するなら、改

めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

- (5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。
- (6) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料 を改めて提示すべきである。
- (7) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容 を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 平成28年(行情) 諮問第181号

本件開示請求は、「2015年1月1日~6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。(抜粋可)」(本件請求文書1)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書のうち文書1ないし文書15(以下「本件対象文書1」という。)を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、法9条1項の規定に基づき、平成27年8月28日付け防官文第13304号により、「27年発簡番号簿(文書番号222から366まで)」について開示決定を行った後、同年10月28日付け防官文第17076号により、本件対象文書1につき、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分1)を行った。

本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

(2) 平成28年(行情)諮問第329号

本件開示請求は、「施行簿(情報課)。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。**2015.6.30-本本B429で特定された文書の全文。」(本件請求文書2)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書のうち文書16ないし文書21(以下「本件対象文書2」という。)を特定し、平成28年1月25日付け防官文第1141号により、法9条1項の規定に基づく一部開示決定(原処分2)を行った。

本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

(3) 平成28年(行情)諮問第332号

本件開示請求は、「施行簿(法務室)。*電磁的記録が存在する場合、 その履歴情報も含む。**2015.6.30-本本B429で特定された文書の全文。」(本件請求文書3)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書のうち文書22(以下「本件対象文書3」という。)を特定し、平成28年1月25日付け防官文第1142号により、法9条1項の規定に基づく一部開示決定(原処分3) を行った。

本件異議申立ては、原処分3に対してされたものである。

2 本件対象文書について(平成28年(行情)諮問第181号)

海上幕僚監部においては、従来「海上幕僚長通達一覧表」を作成していたが、文書決裁手続きが平成27年1月から一元的な文書管理システム(以下「システム」という。)に移行されて以降、同一覧表は作成されていなかった。そのため、当該期間における海上幕僚長通達について記載されている各課室の「施行簿」及び「発簡番号簿」を特定した。このうち「施行簿」は、システム上で各課室毎に電磁的記録として自動的に作成れるものであり、「発簡番号簿」は、一時期システムに不具合が発生し、その間の代替策として各課室において表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものであるが、システム復旧後、「発簡番号簿」の内容をシステムに入力した課室と引き続き「発簡番号簿」で文書を管理した課室があったため、開示請求時点において、本件対象文書は、システム内の「施行簿」とパソコン内のフォルダに格納した「発簡番号簿」の2種類が存在することとなった。

3 不開示とした部分及び理由について(平成28年(行情)諮問第181 号,同第329号及び同第332号) 原処分において,不開示とした部分及び法5条の該当性については,別

紙3のとおりである。

- 4 異議申立人の主張について(平成28年(行情)諮問第181号,同第 329号及び同第332号)
- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、システム内で若しくはいわゆる表計算ソフトで作成された文書(平成28年(行情)諮問第181号)又はシステム内で作成された文書(同第329号及び同第332号)であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件 対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成2 4年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内 容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって、複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるとともに、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として開示実施手数料の見直しを求めるが、本件対象文書の取り扱いは、システム内で電磁的記録として管理する、又はパソコン内のフォルダに作成した電磁的記録を格納することにより行っており、紙媒体は保有していない。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別紙3のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6)以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年2月23日 諮問の受理(平成28年(行情)諮問 第181号)

- ② 同日
- ③ 同年3月9日
- ④ 同月28日
- ⑤ 同年4月26日
- 6 同日
- ⑦ 同年5月18日

諮問庁から理由説明書を収受(同上) 審議(同上)

異議申立人から意見書1及び2を収受 (同上)

諮問の受理(平成28年(行情)諮問 第329号及び同第332号)

諮問庁から理由説明書を収受(同上) 審議(同上) ⑧ 同月30日

異議申立人から意見書1及び2を収受 (同上)

9 同年10月12日

平成28年(行情)諮問第181号, 同第329号及び同第332号の併合並 びに本件対象文書の見分及び審議

10 同月20日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書1は、海上幕僚監部において施行等がされた文書の一覧表のうち、海上幕僚長が発出した通達を含むページを抜粋したものであり、本件対象文書2及び3は、海上幕僚監部の特定の部局において施行された文書の一覧表である。

処分庁は、本件対象文書(電磁的記録)を特定し、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の紙媒体の特定、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性(紙媒体の保有の有無)及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)諮問庁は、上記第3の2並びに4の(1)及び(4)のとおり、本件対象文書については、システム内で作成・管理しているものと、表計算ソフトで電磁的記録として作成し、パソコン内で保管しているものがある旨説明している。
- (2)まず、本件対象文書のうち、システム内で作成・管理しているとする 文書について、当審査会において、同システムから抽出・印字したもの を確認したところ、コンピュータにより作成され、文書の施行日、文書 番号、件名、起案者、施行方法等の情報が記された、施行文書1件につ き1行の表形式の文書であることが認められた。
- (3)次に、本件対象文書のうち、表計算ソフトで電磁的記録として作成し、パソコン内で保管しているとする文書について、当審査会において、これを印字したものを確認したところ、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡した文書の文書番号、施行日、件名等の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められた。
- (4) このような本件対象文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書

の外に特定すべき文書(紙媒体)を保有しているとは認められず,本件 対象文書を特定したことは,妥当である。

- 3 不開示情報該当性について
- (1) 別紙3の文書8の番号1,文書9の番号1及び文書16ないし文書2 1の番号1に掲げる部分

当該不開示部分には、情報関係業務に従事する者の氏名等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分については、これを公にすることにより、特定の個人を直接狙った不当な働き掛けが行われ、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙3の文書8の番号2に掲げる部分

当該不開示部分には、海上自衛隊の指揮通信に関する情報を含む通達の件名の一部が記載されていることが認められる。

当該不開示部分については、これを公にすることにより、部隊の指揮通信要領、手法及び内容が推察され、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)別紙3の文書8の番号3に掲げる部分

当該不開示部分は、海上自衛隊が実施した講習の内容に関する情報を 含む通達の件名の一部であることが認められる。

当該不開示部分については、これを公にすることにより、部隊の運用 要領及び能力が推察され、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及 ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が 認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該 当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙3の文書13の番号1及び文書22の番号1に掲げる部分

当該不開示部分には、特定訴訟の事件番号が記載されていることが認められる。当該事件は行政訴訟であり、これら訴訟事件の記録は、「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者である個人を特定できるから、これも法 5 条 1 号本文前段の個人識別情報に該当する。

そして、法5条1号ただし書イの公表慣行の有無について検討すると、 上記閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保するこ となどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に 実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者の プライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴 訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公 表することが許されているものと解することはできない。

したがって、事件番号について、訴訟記録の閲覧制度を前提に公表慣 行があると認めることはできない。

また、最高裁判所のウェブサイトに現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきであるが、当審査会事務局職員をして上記ウェブサイトを確認させたところ、本件対象文書に記載のある事件番号が同ウェブサイトに掲載されている事実は認められない。

以上のことから、事件番号については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法 5 条 1 号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びハに該当する特段の事情も認められない。

そして、事件番号は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙1(本件請求文書)

- 1 「2015年1月1日~6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。 *電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。(抜粋可)」(本件請求文書1)
- 2 「施行簿(情報課)。*電磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。**2015.6.30-本本B429で特定された文書の全文。」 (本件請求文書2)
- 3 「施行簿(法務室)。*電磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。**2015.6.30-本本B429で特定された文書の全文。」 (本件請求文書3)

別紙2(本件対象文書)

- 1 本件請求文書1の開示請求につき特定された文書
 - 文書 1 施行簿(経理課)(抜粋)
 - 文書 2 発簡番号簿 (補任課) (抜粋)
 - 文書 3 施行簿(厚生課)(抜粋)
 - 文書 4 発簡番号簿(教育課)(抜粋)
 - 文書 5 施行簿(防衛課)(抜粋)
 - 文書6 発簡番号簿(運用支援課)(抜粋)
 - 文書 7 施行簿 (施設課) (抜粋)
 - 文書8 発簡番号簿(指揮通信課)(抜粋)
 - 文書 9 施行簿(情報課)(抜粋)
 - 文書10 発簡番号簿(装備需品課)(抜粋)
 - 文書11 発簡番号簿(艦船・武器課)(抜粋)
 - 文書 1 2 施行簿(航空機課)(抜粋)
 - 文書13 施行簿(法務室)(抜粋)
 - 文書14 施行簿(会計監査室)(抜粋)
 - 文書 1 5 発簡番号簿(衛生企画室)(抜粋)
- 2 本件請求文書2の開示請求につき特定された文書
 - 文書 16 施行簿(1月)(情報課)
 - 文書17 施行簿(2月)(情報課)
 - 文書18 施行簿(3月)(情報課)
 - 文書19 施行簿(4月)(情報課)
 - 文書20 施行簿(5月)(情報課)
 - 文書21 施行簿(6月)(情報課)
- 3 本件請求文書3の開示請求につき特定された文書 文書22 施行簿(法務室)

別紙 3

文書 8 発簡番号簿(指揮通信課)(抜粋)

	九间田 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	11 867 (32-117
番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書番号132の	情報関係業務に従事する者の氏名等に関する情
	起案者の一部	報であり、これを公にすることにより、特定の
		個人を直接狙った不当な働き掛けが行われ,海
		上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼ
		し,ひいては我が国の安全を害するおそれがあ
		ることから、法5条3号に該当するため不開示
		とした。
2	文書番号157,	海上自衛隊の指揮通信に関する情報であり、こ
	183,242及	れを公にすることにより、部隊の指揮通信要
	び374の件名の	領、手法及び内容が推察され、海上自衛隊の効
	一部	果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我
	HIP	が国の安全を害するおそれがあることから、法
		5条3号に該当するため不開示とした。
3	文書番号171の	海上自衛隊の運用に関する情報であり、これを
	人音曲ラー・・ッ 件名の一部	公にすることにより、部隊の運用要領及び能力
	件名の一部	
		が推察され、海上自衛隊の効果的な任務の遂行
		に支障を及ぼし,ひいては我が国の安全を害す
		るおそれがあることから、法5条3号に該当す
		るため不開示とした。

文書 9 施行簿(情報課)(抜粋)

	番号	不開示とした部分	不開示とした理由
=	1	枚目の起案者,担	情報関係業務に従事する者の氏名等に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を直接狙った不当な働き掛けが行われ、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

文書13 施行簿(法務室)(抜粋)

番号 不開示とした部分	不開示とした理由
-------------	----------

1	文書番号89の件	個人に関する情報であり、他の情報と照合する
	名の一部	ことにより,特定の個人が識別できることか
		ら、法5条1号に該当するため不開示とした。

文書16ないし文書21 施行簿(情報課)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	起案者,担当者及 び施行担当者の全 て	情報関係業務に従事する者の氏名等に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を直接狙った不当な働き掛けが行われ、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあ
		ることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示 とした。

文書22 施行簿(法務室)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1		個人に関する情報であり、他の情報と照合する
	名の一部	ことにより、特定の個人が識別できることか ら、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。